

令和 7 年度 協働のまちづくり事業募集要項

この要項は、益田市協働のまちづくり事業補助金交付要綱（平成 27 年益田市告示 160 号。以下「交付要綱」という。）第 5 条に定める補助金交付申請について、必要な事項を定めています。

1. 補助金の対象事業（第 3 条関係）

- 市と地域住民を含む地域団体（市町村外の団体も含む）とが協働で実施するまちづくり事業で、地域課題の解決や地域の活性化等を目的とした次の活動事業とする。
 - ・地域団体が事業を企画・実施し、市が助言等の協力・支援する事業
 - ・市町村が事業主体となって実施し、計画段階から住民代表や地域団体が参画し活動を展開する事業
- 同一団体が実施する同一目的の事業期間は 3 年以内とする。複数年度にわたる事業は、事業開始年度に全体計画の概要を示し、助成金の交付申請は年度ごとに行うこととする。
- 全部委託や全額物品購入など、事業実施団体の主体的な活動を伴わない事業は助成対象としない。

2. 補助金の対象経費（第 4 条関係）

- 食糧費は、事業を実施する際に参加するスタッフへの弁当（1,000 円／人以下）、お茶・ジュース等の飲み物（500 円／人以下）の費用は助成対象とするが、懇親会、宴会等に要する費用は助成対象としない。
- 交流会、モニタリングツアー等における事業参加者にかかる食糧費（食材費含む）及び旅費等は、次によるものとする。
 - ・助成対象事業の 1／2 を助成対象経費の上限とする。
 - ・当該助成対象経費の 1／2 かつ 10 万円を助成の上限とする。
- 委託料については、助成対象事業費 1／2 を助成の上限とする。
- 備品購入に要する経費は次の要件に該当する場合のみを助成対象とし、汎用性のあるもの（パソコン、机、椅子その他一般事務等に転用できるもの）は助成対象としない。また、備品購入に要する経費は交付を受けようとする額の 1／2 以下の額とする。
 - ・新規活動事業立ち上げ時の必要最小限の備品
 - ・善良な管理のもとで継続的に活用できる備品
 - ・管理責任が明確で、適切に管理できる備品
- 業者への委託等による施設・設備等の整備に要する費用については、備品購入費と同様の要件を適用する。
- 地域団体等の従前からの経常的活動経費は助成対象としない。
- 1 団体に交付する補助金は、10 万円を下限額とし、千円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てる。上限額は 300 万円とし、予算の範囲内で交付する。

3. 補助金の交付申請（第5条関係）

補助金交付申請書の提出期限は、令和7年5月20日（火）までとします。
申請書及びその他添付書類を準備の上、ご持参ください。

なお、提出期限を過ぎた後に持参した書類は受理いたしませんので予めご注意ください。

4. 審査

益田市協働のまちづくり事業審査委員会において、申請者より申請事業のプレゼンテーションをしていただきます。審査委員会は、令和7年6月3日（火）に実施します。

時間・場所・出席者数等は別途お知らせいたします。

審査については、次の項目により行います。

審査項目	審査基準
貢献度	・事業が地域社会の発展に寄与すると期待できるか ・地域の課題解決に適応しているか
公平性	・事業参加の機会が広く市民に与えられているか ・特定の個人や団体の利益につながる事業ではないか
自立性	・本補助金が終了した後、その事業をどのように継続していくかの事業計画・資金計画が明確で妥当か ・本補助金だけに頼らない資金確保に努めているか ・自立に向けて、一般市民や他の市民団体、企業などとのネットワークを広げ、連携し、巻き込んでいく視点があるか
発展性	・発想、着眼点、手法などに市民ならではの先駆性や独創性、工夫があり、今後の展開に期待がもてる事業か ・今後継続し、定着させていくことを目指す事業か ・申請内容がイベントや調査などの単発型事業の場合でも、その後の展開に有効であることが期待できるか

5. お問い合わせ及び交付申請書等提出先

〒698-8650

益田市常盤町1番1号

益田市政策企画局地域振興課地域振興係

電話 31-0600 FAX 23-7708